

区立アカシア広場の廃止について

アカシア広場（緑歩道含む）は、東京海上火災保険株式会社（現名称は、東京海上日動火災保険株式会社、以下「東京海上」という。）から土地使用貸借契約に基づき、土地を無償で借り受け設置している。このたび、東京海上が当該用地を含む社宅用地を売却し、公園用地の権原が消滅することになったため、公園を廃止する。

記

1 所在地及び面積

所在地：上鷺宮三丁目8番・・・（裏面参照）

面積：1,277 m²（緑歩道含む）

2 公園としての経緯

- ・平成元年 8 月 2 日：土地使用貸借契約を締結
- ・平成2年 10 月 30 日：公園告示（供用開始）

3 社宅用地取得先への要望

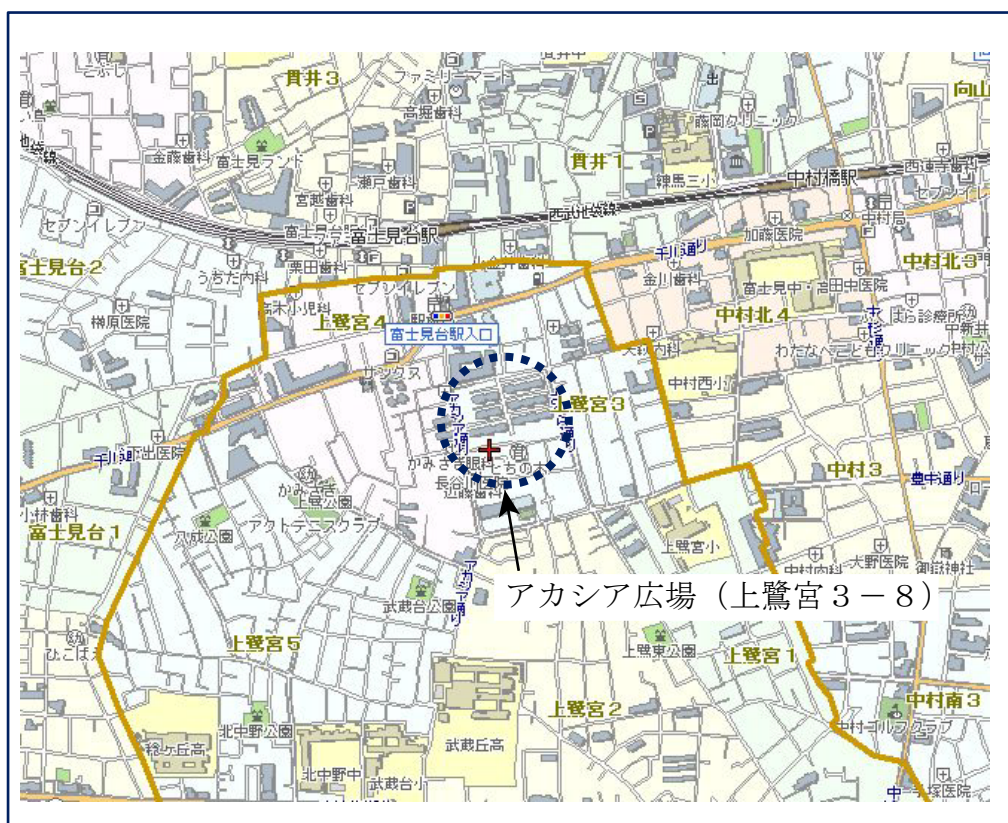
当該社宅用地の売却に当たっては、東京海上を通じ、次の内容を用地取得先に要望している。

- （1）現在の周辺地域における良好な住環境を維持すること
- （2）建替えに当たっては、近隣地域との関係を良好に保つこと
- （3）今後ともアカシア広場（緑歩道含む）の維持・継続を図ること

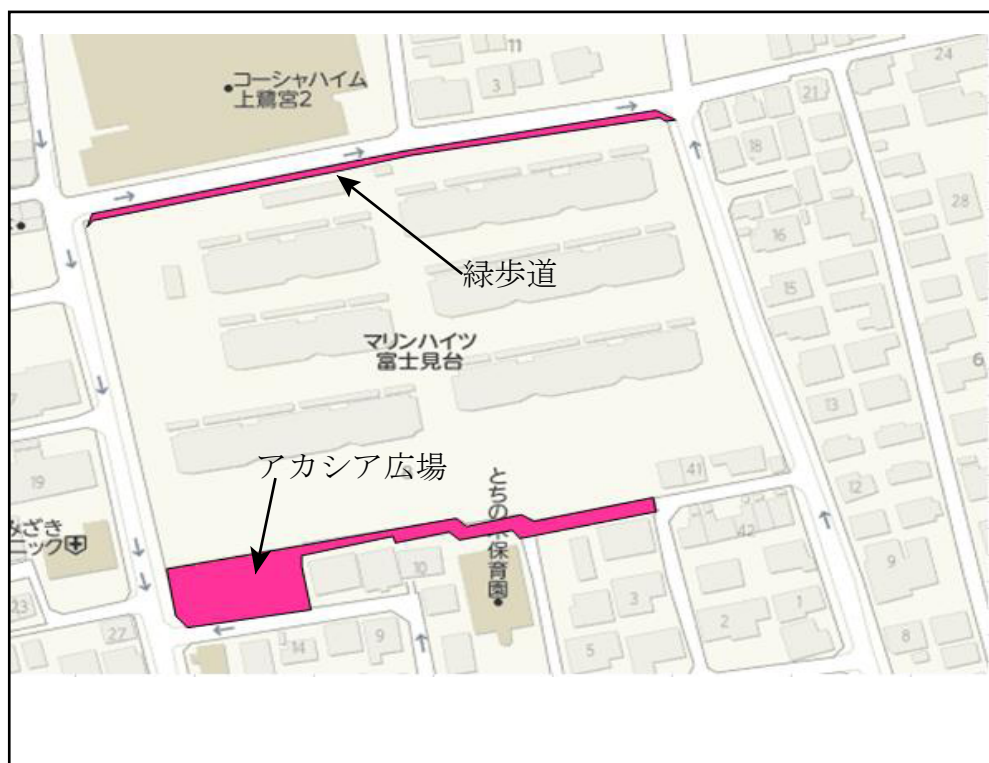
4 公園廃止に伴う手続き

- （1）都市公園法、区立公園条例に基づき、土地の権原が消滅することを理由に、公園廃止手続きを行う。
- （2）今後の予定
 - ① 公園廃止告示 : 8 月 31 日
 - ② 新たな公園跡地等に関する覚書き締結 : 9 月上旬
 - ③ 地域への情報提供 : 9 月上旬～

【案 内 図】



【社宅用地】



※アカシア広場（緑歩道を含む・赤色部分）